

# APEC、NAFTA、EU、そしてGATT ——迫り来るブロック経済化の足音

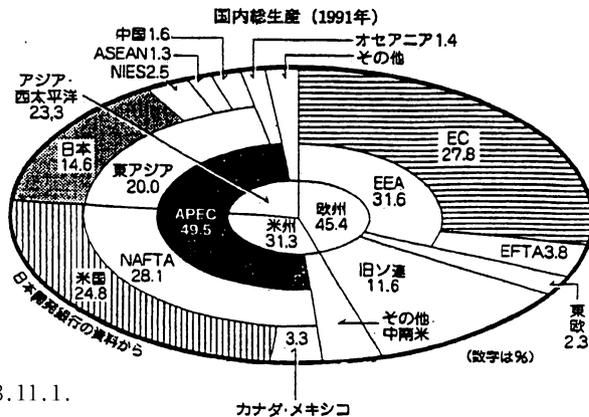
APEC, NAFTA, EU and GATT : The trend to the block economy

岩本 勲

Isao Iwamoto

1. 冷戦後の新たな国際政治の構図が1993年末から1994年初にかけ、そのおおよその輪郭を見せ始めた。米ソを頂点に両体制間の対立と闘争を機軸とした戦後国際政治の基本的枠組みに代えて、現代国際政治は、ヨーロッパ・アジア・アメリカの3極を対立軸として展開しようとしている。1993年11月、ECがマーストリヒト条約の発効をまってEU（欧州連合）に脱皮し、さらに翌1994年1月、EUとEFTA（欧州自由貿易連合、ただしスイスを除く）6カ国とが形成するEEA（欧州経済地域）がスタートした。APEC（アジア太平洋経済協力会議）の14国・地域非公式首脳会談が初めて1993年11月に開催された。NAFTA（北米自由貿易協定）が同時期、米下院で批准されて1994年1月に発効した。これらの3地域のGDP（国内総生産）の割合を国際比較すると、EEA31.6%、日本(14.6%)を含む東アジア20%、NAFTA28.1%となり（図1）、経済的にはこれらの地域が世界を3分する形となっている。これらの地域の指導者たちが異口同音に主張するところは、いずれも自由貿易の促進である。だが、その自由はそれぞれの経済圏の境界までのことにすぎない。現に進行している世界経済の実態は、自由貿易の名の下にブロック経済化の方向への歩みだといってよい。もとより、これまでのところ、これらのブロックそのものがまだその形成の途上にある。この過程では、それぞれの内部でヘゲモニー確保をめぐる鋭い対立と矛盾が不可避であり、ブロック形成はまだまだジグザグの道を余儀なくされている。いずれにせよ、ブロック経済化の辿り行く先には単なる経済的対立だけに止どまらず、ブロック間の厳しい政治対立が待ち受けていることもまた多言を要しない。

図1 欧、米、アジア3極の実力



出典：「朝日新聞」,1993.11.1.

一方、一見すればこのようなブロック化傾向とはまったく裏腹のごとく、世界自由貿易を旗印とするGATT（貿易と関税に関する一般協定）のウルグアイ・ラウンドが1993年12月、難航に難航を重ねた上ではあるが漸く合意に漕ぎ着けた。それにもかかわらず、日米間の鋭い貿易戦争がいささかも緩和しえなかったことに象徴されるごとく、GATT合意も、現代世界の経済的対立を本質的に解決するものではないといえる。

世界の一方の指導国家から滑り落ちたロシアは、経済的にも政治的にもなおいっそう混迷の深みに陥り、世界のリーダーとしては歴史の表舞台から今暫くは一步退いたまま、国内問題の解決に忙殺されている。しがたって以下では、ロシア問題は別稿に譲ることとし、新たに再編されつつある世界の3極のそれぞれについて、それらが目指すところとその諸矛盾点とを検討し、今後の世界政治の動向を考察する一助としたい。

2. APECの最初の首脳会談は、クリントン米大統領のイニシアティブのもとに、シアトルで開催された。これは、冷戦後のアメリカ外交のアジアシフトを象徴すると同時に、アジア市場支配をめぐる日米の帝国主義的対立、さらに中国を加えてのアジアの政治的覇権をめぐる諸国間闘争の新たな段階の幕開けを告げるものであった。

現在、世界で最も活況を呈しているのがアジア経済である。国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP、本部バンコク）の予測によると、アジア極東の発展途上国・地域は94年も前年比6.8%の安定成長を続ける見通しであり、輸出も12.9%の伸びが見込まれている（「日本経済新聞」1994.2.2、表1）。これは、欧米日の先進資本主義国が軒並みマイナス成長かそれに近い低成長を続けてきたことと、好対照をなしている（図2）。

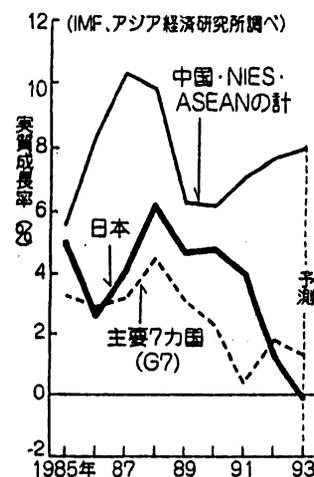
表1 アジア極東地域の実質GDP成長率

国・地域名	93年	94年	95年
香港	5.9	5.6	5.8
韓国	4.5	6.5	6.0
シンガポール	8.1	6.3	6.7
台湾	6.0	6.3	6.6
<NIES>	5.5	6.3	6.2
-----			
中国	13.2	10.0	9.6
-----			
インドネシア	6.3	6.4	6.7
マレーシア	7.6	8.1	8.2
フィリピン	1.8	4.2	5.0
タイ	7.7	8.0	8.2
<ASEAN 4カ国>	6.3	6.9	7.2
バングラデシュ	5.0	5.0	5.5
インド	5.2	5.6	6.0
ネパール	2.8	4.9	5.0
パキスタン	3.0	5.0	5.4
スリランカ	5.7	5.9	6.0
<南アジア>	4.9	5.5	5.9
<太平洋島しょ地域>	8.3	1.7	2.9
発展途上国・地域全体	6.9	6.8	7.0
-----			
オーストラリア	2.4	3.0	2.3
ニュージーランド	3.6	2.4	2.4
日本	0.1	1.6	3.0
先進国全体	0.3	1.7	2.9

(注)日本と中国は実質GNP成長率。93年は実績見込み、94、95年は見通し

出典：「日本経済新聞」, 1994.2.2.

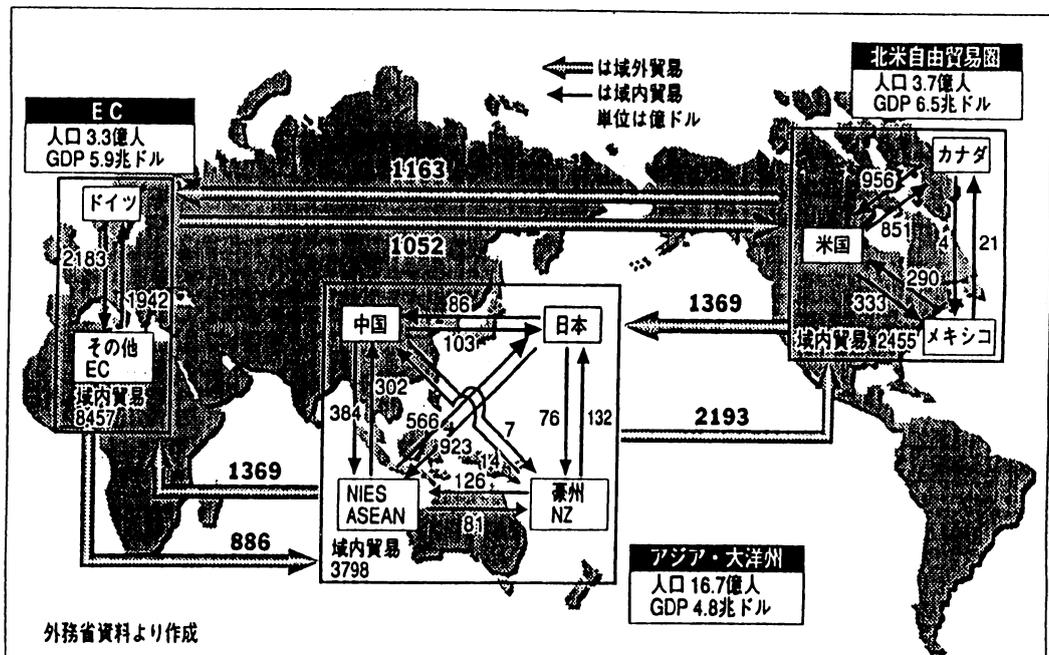
図2 突出するアジアの成長力



出典：「乾日新聞」, 1993.11.

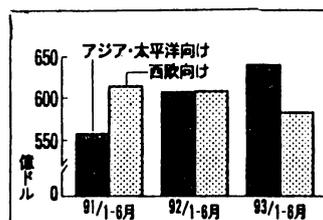
したがって、太平洋をはさむ日米両国が自らの経済活路をアジアの発展の中に見出すに至ったのは、けだし当然であろう。NAFTAの対EC輸出が1163億ドル、対アジア輸出が1369億ドルとなり（1991年）、今や、アジア市場がNAFTAの最大市場となっている（図3）。とりわけアメリカ企業の対アジア輸出が急増し、欧州向けからのシフトが鮮明となった。たとえば、自動車輸出は欧州向け20%マイナス、アジア向け17%増（1993年1-6月）、鉄鋼輸出は全体として7%減にもかかわらず台湾、中国、香港向けは6.4倍（同期）など、アメリカの輸出先としては日本を含むアジア・太平洋向けが1992年後半から西欧向けを上回り93年1-6月で輸出増全体の寄与率が44%となった（「日本経済新聞」1993.9.12、図4）。

図3 世界の3大貿易圏の現状（91年現在）



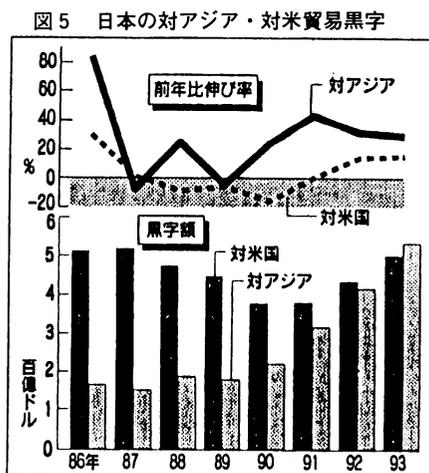
出典:「朝日新聞」, 1993.5.24.

図4 米国の西欧とアジア・太平洋向け輸出



出典:「日本経済新聞」, 1993.9.12.

一方、日本のアジア地域向け輸出超過額（貿易黒字、輸出額から輸入額を差し引いた額）が急激に膨らみ、93年度は前年比28.7%増の535億5200万ドルとなって、初めてアメリカ向けを上回った（「日本経済新聞」、1994. 2. 23、図5）。1986年当時は、アジア向け輸出超過額（164億ドル）がアメリカ向けの（514億ドル）の3割程度であったから、今日のアジア市場が日本経済に占めている重要さは、自ずと明らかである。



出典：「日本経済新聞」，1994. 2. 23.

とりわけ、中国市場が日本の貿易相手国として重要な地位を占めるに至っている。日本と中国との貿易は93年に初めて300億ドルの大台を超え370億ドルに達した。日本の中国向け輸出が、93年の日本の対中国直接投資の急増にともなって前年比44.6%増となったためだ。92年には、中国は日本にとって第5位の貿易相手国にすぎなかったが、93年はドイツ、台湾、韓国を抜いて米国に次ぐ第2位に浮上した（「日本経済新聞」、1994. 3. 7）。

もとより、日本の対外直接投資に関してはアジア向けは未だアメリカ、欧州に次ぐ第3位であり（表2）、この点では、アメリカ市場が日本にとって死活的重要性をもっていることは論をまたない。とはいえ、92年度の日本の対外直接投資は、全体として前年度比マイナス17.9%（対アメリカ23.3%減、対欧州24.7%減）のなかで、アジア投資だけは中国、インドネシアを中心に8.2%増となった（「朝日新聞」、1993. 6. 4）。

表2 日本の地域別直接投資の割合 (%)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1951~91年度累計
北米	45.0	46.8	46.0	47.5	50.2	47.8	45.3	42.2
中南米	21.4	26.2	14.4	13.7	7.8	6.4	8.0	12.4
アジア	11.7	10.4	14.6	11.8	12.3	12.4	14.3	15.2
欧州	15.8	15.5	19.7	19.4	21.9	25.1	22.5	19.5
中近東	0.4	0.2	0.2	0.6	0.1	0.0	0.2	1.0
アフリカ	1.4	1.4	0.8	1.4	1.0	1.0	1.8	1.9
大洋州	4.3	4.4	4.2	5.7	6.8	7.3	7.9	6.1

出典：東洋経済新報社版「経済統計年表'93」より計算

アメリカは、APECをEUやNAFTA型の地域機構として発展させ、そこでのヘゲモニーの獲得を目標としている。だが、アジアの対米警戒心は強く、このような構想がすなりと実現する保障はどこにもない。各国は今回の首脳会議では、当面緩やかな共同体を目指すことで合意し、次のような内容を骨子とする共同声明「経済展望に関する声明」を発表した。①アジア・太平洋地域に緩やかな経済共同体の成立をめざす②新多角的貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）年内妥結に最大限努力③物、サービス、資本の移動障壁の継続的な削減④マクロ経済協議のためAPEC蔵相会議の開催⑤太平洋財界人会議創設と中小企業対策強化⑥APEC教育計画を創設、未来世代に投資⑦APECビジネス・ボランティア計画を創設、人材を育成。この他、いくつかの合意文書が作成され、APECは新たに図6のような組織としてスタートすることとなった。

図6 APEC機構図

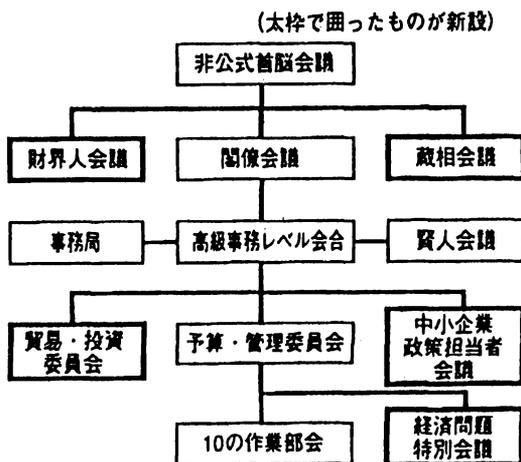
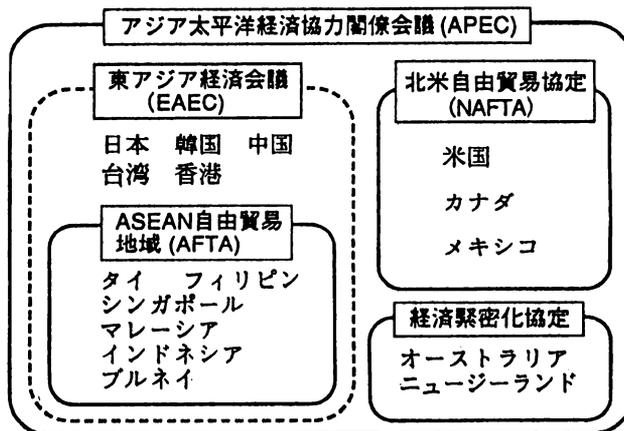


図7 環太平洋の経済協力の仕組み



APECは、EUやNAFTAと異なって未だ地域機構ではないという点に加えて、ASEANやNAFTAなどの複数の地域機構を含む複合的な組織であることを特徴としている(図7)。それだけに、内部の利害対立も複数である。ASEANはAPECを構成しつつもNAFTAやEUとの対抗上、独自の自由貿易圏づくりを早めている。ASEAN6カ国(人口3億5千万人)は1992年1月、AFTA(自由貿易地域)結成に合意し(93年発足)、まずは関税引き下げに着手した。関税引き下げ目標最終年度(2008年)には、農工業製品すべての関税を0~5%にするという。さらに現在、この関税引き下げのテンポを早めようとする動きが強まっている。ASEANの独自性をなによりも強調するマレーシアのマハティール首相は、「APECがブロック経済化すれば、ASEANがAPECに押されて犠牲になる」(「朝日新聞」、1993.11.19)との見解のもとに、今回の首脳会議には出席しなかった。この他、APECの強力な組織化に反対したのはインドネシアであり、逆に、オーストラリアや韓国はAPEC強化に賛成した。

ASEANは最近、共同行動を経済問題に限るとした従来の方針を大きく変更して、相互の軍事強力の方向にも進み始めている。アメリカ軍のフィリピン撤退とロシア軍のベトナム撤退によるこの地域での軍事空白、同時に中国の軍事的脅威という要因に基づいて、ASEAN諸国はアメリカ、ロシア、中国、日本を巻き込んだ、安全保障協議のための「ASEAN地域フォーラム」(1993年7月)を新設し、他方ではASEAN諸国間の軍事的連携を強めている(オーストラリア主催でのシンガポール、マレーシア、タイによる初めての海軍合同演習、インドネシア、フィリピンはオブザーバー参加、1993年5月実施など)。

APECの組織強化に反対する大国は、中国である。天安門事件(89年6月)以来中断していた米中関係は、シアトルでの4年9ヵ月ぶりの米中首脳会談で一応は回復した(表3)。米

表3 天安門事件以降の米中関係

89年6月	天安門事件。ブッシュ大統領(当時)が対中武器禁輸、軍事交流停止など4項目の制裁措置発表。中国は内政干渉と反発	7月	シンガポールで米中外相会談。中国の対パキスタンミサイル関連物資輸出問題で、中国は規制違反ではないと反発
12月	スコウクロフト大統領補佐官(当時)秘密訪中	8月	中国船・銀河号がイランに化学兵器原料を運搬しているとして米国がサウジで臨時検査。問題の物資は見つからず中国が反発
90年1月	北京で戒厳令解除		米国がミサイル関連技術輸出規制(MTCR)に違反したとして米が対中経済制裁を発動
2月	米國務省、世界人権報告書で中国の人権無視を非難	9月	米ニューヨークで米中外相会談。11月に米中首脳会談を実施することで合意
9月	国連総会で米中外相会談、両国の早期関係正常化で合意	10月	中国が核実験実施シャタック國務次官補(人権担当)訪中
91年8月	中国が核拡散防止条約への加盟の意思を表示		エスピー國務長官訪中、フリーマン国防次官補訪中、軍事交流再開で合意
11月	中国が人権白書発表。欧米からの批判は内政干渉だと反発	11月	劉華秋國務次官が訪米。クリストファー國務長官と会談
92年1月	ニューヨークでブッシュ大統領と李鵬首相が会談		
9月	対中最恵国待遇の条件付き更新を議会が可決したことに対しブッシュ大統領が拒否権発動		
93年5月	クリントン大統領、対中最恵国待遇で人権問題の改善を条件に1年延長を正式決定。中国は「条件付き」に抗議表明		

出典：「日本経済新聞」、1993.11.20.

表4 米国と中国の対立点

	米国の主張	中国の主張
ミサイル関連技術輸出規制 (MTCR)	パキスタンへのM11ミサイル関連技術輸出はMTCR違反として宇宙工業分野で2年間の対中制裁発動	同輸出はMTCRには抵触しないと主張
核実験禁止	98年の包括的核実験禁止条約締結に向けて協議進行。核実験再開には慎重	10月5日に地下核実験実施。「米口は核の優位を固定化」していると批判。98年以降は核実験はしないと表明
人権問題	民主化運動の活動家やチベット住民への弾圧を非難	内政干渉と反発。民主活動家の一部釈放、出国も認可
対中最恵国待遇と貿易	今年1年間の延長は認可、来年の延長には人権状況の改善が必要と条件を付加。対中入超を問題視	人権と貿易は無関係と反発。対米出超非難に對して米国製自動車、航空機の買付けなどを実施
北朝鮮問題	中国に北朝鮮脱北者を要請。国連安保理での北朝鮮経済制裁も容赦ない構え	話し合いでの解決を主張。朝鮮半島の非核化を支持

中間の対立の原因となっていた、いわゆる「人権問題」、中国の兵器輸出問題などで(表4)、本格的な解決がなされたわけではなく、しがたって米中関係回復といっても極めて不安定なものではあるが、アメリカは12億人口の中国市場を最早これ以上、無視することができなかつたのである。

米中関係は、ニクソン大統領のドラスティックな対中政策の転換(1971年)以来、何度かの緊張と対話のサイクルを繰り返してきており、未だ安定したものではない。もしアメリカが限度を越してアジアに介入した場合、再び米中関係の緊張は避けられず、アメリカのアジアでの覇権獲得は、それほど容易なものではありえない。

3. 日米関係は、戦後最大の転機にさしかかっている。日米首脳会談は94年2月、日米包括経済協議をめぐって決裂した。争点はいくつか挙げられるが(表5)、その主なものは日本の対

表5 日米包括経済協議の主なポイント

		<合意点>	<対立点>
個別分野	政府調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札対象を10万SDR(約1500万円)以上に</li> <li>性能なども加味する総合評価方式を一部導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米、客観基準に数値目標を要求</li> <li>米、日本電信電話(NTT)も対象にするよう要求</li> </ul>
	保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴制度の導入など行政の透明性を確保</li> <li>保険制度改革による自由化進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米、客観基準に外資系シェアを要求</li> <li>日本、米の州別規制の統一を要求</li> </ul>
	自動車・同部品	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観基準を点検する第三者機関の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米、95年度以降の新たな米国製自動車部品の購入計画の作成を要求</li> <li>日本、右ハンドル車の開発など米国企業努力を客観基準に採用するよう要求</li> </ul>
地球規模の日米協力		<ul style="list-style-type: none"> <li>人口・エイズ対策で計120億ドル拠出</li> <li>運輸技術実施取り決めに締結</li> <li>東欧の環境改善に資金供与</li> </ul>	

出典：「日本経済新聞」, 1994.2.12.

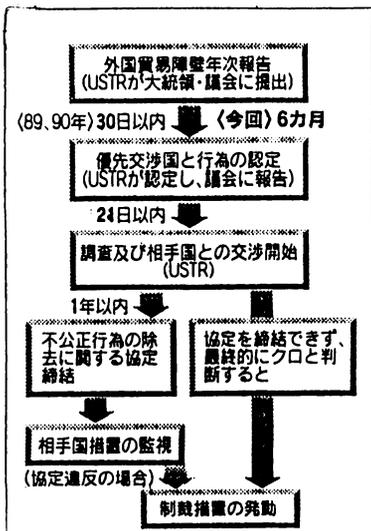
米輸入に関して、アメリカが数値目標の設定を要求したことに對し、日本がこれを管理貿易だとして拒否したことである。これは、日米重要経済交渉における戦後最初のNOであった。会談後の日米首脳共同記者会見の席上、細川首相は日本の拒否を以て、「成熟した日米関係、新しい時代の大人の日米関係」と表明したが、事態はもっと深刻な日米関係を示している。2月末に行われたG7蔵相会議では、アメリカが激しく日本を批判し米欧が一致して、日本の巨額な経常黒字の削減、内需拡大、市場開放を求めた。日本が求めていた為替安定化の問題は議題にすら取り上げられなかった。恒例の共同声明は発表されず、日米蔵相は握手も避けたという冷たい関係を浮かび上がらせた。

さらにクリントン大統領は3月、追い討ちをかけるがごとく包括通商法スーパー301条（不正貿易国・行為の特定・制裁）を復活させる大統領命令に署名した。同条項は94,95年の2年間の時限条項であるが、同条項に該当すると判定された場合は、アメリカ政府は相手国に対して100%まで関税を引き上げる制裁措置をとることができる。アメリカは今ただちに制裁を科するわけではないが（図8）、制裁を武器に日本の譲歩を引き出すことに主眼をおいていることには間違いない。

交渉決裂とその後の日米関係の悪化は、直接的には日米両首脳の政治的力の弱さから引き起こされたものである。両首脳とも、それぞれの国内の強行路線を押さえて、日米交渉妥結に持ち込む政治的能力を欠いていたのである。

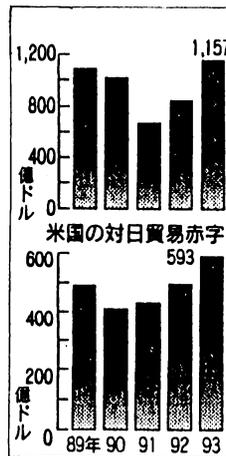
しかし、より深くはアメリカ経済の相対的弱体化と日米両国の経済的対立にその原因がある。アメリカの93年貿易赤字は1157億7700万ドルで前年比37.0%増、88年の貿易赤字1185億ドル以来の高水準となった（図9）。そのうち対日貿易赤字は、前年比19.6%増の593億ドルで過去最高を記録した。それは、アメリカにとって「容認しがたい水準」（カンター米通商代表、「日本経済新聞」、1994.2.18）であった。

図8 スーパー301条の手続きの流れ



出典：「日本経済新聞」、1994.3.4.

図9 米国の貿易赤字



出典：「日本経済新聞」、1994.2.18.

一方、日本政府は、スーパー301条を復活させたほどのアメリカの苛立ちにもかかわらず、表面上は冷静を装っている。その基本的原因のひとつが、冷戦の終焉によって日本の対米政治的求心力が、著しく低下したことにあることはいうまでもない。加えて、上述のように、日本の輸出構造が変化し、対アジア比重が対米比重を上回ったことを指摘しうる。日本がアジア市場の取り込みに成功するかぎり、日本の対米依存度は相対的に低下し、その分だけ日本のフリーハンドの度合いが高まるのである。

日米の経済対立は、早々と日米の安全保障政策における対立への発展を予測させる至っている。The Coming War with Japan が1991年、アメリカで発行されたとき、それは未だ突拍子もない際物本と片付けることもできた。だが最近、ペリー米国防副長官(当時)が議会証言で(1994年2月2日)、公式に日本の核武装の可能性に言及するに及んで事態は変化しつつある。日本の核武装問題については、1992年暮れのフランスからのプルトニウムの大量輸送問題を端を発し、日本が1993年サミットにおいてNPT(核拡散防止条約)の無期限延長に同意しなかったことから、諸国に日本の核武装への強い疑念が生じ始め、米国防省委託研究報告は、日本の核物質の再処理・増殖炉計画との関連で日本核武装警戒論を表明した(1993年11月)。さらに、朝鮮民主主義人民共和国の核武装疑念への反動と日本のH2ロケットの打ち上げ成功によって日本核武装への警戒心が高まっている。現在、クリントン政権としては公式に日本核武装への疑念を表明しているわけではない。が、日本の非核政策は「一時的なもの」(「日本経済新聞」、1994.2.2)と述べているナン上院軍事委員長の見解が、米政府の本音ではあるまいか。

細川首相がジョージタウン大学演説(1994年2月11日)で、「核武装は日本の国益に反するもの」として日本核武装警戒論に反論しても、まったく説得力の乏しいものであった。日本のプルトニウム備蓄量(2010年までに85トンの見通し)、優れたロケット制御能力と核技術など核武装への物的条件が揃っている上に、歴代政府は防衛用核兵器は合憲であるとの見解を維持し、非核3原則の法制化にあくまで反対してきたからである。

目下のところ、日米関係は経済面での「冷たい平和」(J. ガーテン米商務次官)の恐れに止どまっている。だが将来、日本政府がアメリカの「核の傘」を不必要と判断したとき、日米両国が、中国市場を含むアジア・太平洋市場をめぐる歴史的対決に起因する政治的対決の道に再び入り込まない保障はなにひとつとしてないのである。

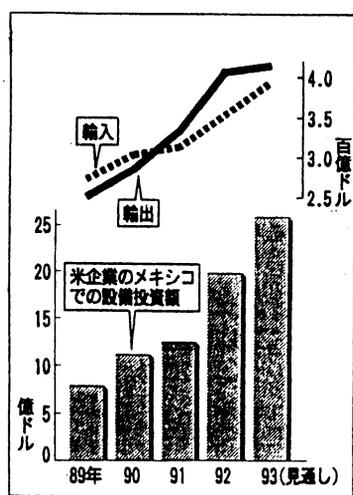
4. NAFTAとは何か。そのまず第1の答えは、NAFTA発効の第1日目に、メキシコ先住民「サパティスタ民族解放軍」の反政府武装蜂起が与えた。解放軍が掲げたスローガンは「NAFTA粉砕、先住民と農民の権利確立」であった。これほど、NAFTAの最も本質的矛盾を突いた事件はない。NAFTAによって、安いアメリカ産農産物がどっと押し寄せ、メキシコの農業は壊滅的打撃をうけるからだ。メキシコでは「今後10年間で、350万家族、1500万の農民が農業をあきらめ、都市や米国に職を求めて移動する」(ホセ・ルイス・カルバ・メキシコ国立自治大学研究員、「毎日新聞」、1994.1.4)。このうちでも特に貧しい農民の代表こそ、「サパティスタ民族解放軍」である。

一方、アメリカではNAFTAの賛否をめぐって国論は二分された。賛成には「エリートが

初めて団結した。・・・共和党も民主党いたし、経済界、元大統領、大マスコミの論説担当、銀行家、名のある政治家が名前を連ねた。他方、「反対には『大衆』が集まった。労組、消費者団体、多くの環境保護グループ、黒人組織、そしてこうした組織に選挙で直接結び付く議員たちだ」（ホルヘス・カスタンニエダ・メキシコ政治学者、「朝日新聞」、1993.11.25）。

以上の諸事実のなかに、NAFTAの本質が如実に示されているといえよう。北米自由貿易協定の自由とは、アメリカ企業がメキシコ企業を併呑する自由である。アメリカと比べて8分の1の賃金のメキシコへの投資の急増は目に見えている（図10）。現在のアメリカの対メキシコ輸出超過（図3）も拡大の一途をとるのではあるまいか。逆に、アメリカ資本のメキシコへの移動と産業空洞化によって、アメリカ内での雇用は50万人減とも計算されている。公害規制の甘いメキシコへの公害企業の集中も予想される。

図10 米国の対メキシコ貿易と投資



出典：「日本経済新聞」, 1994.1.23.

域内の「自由」が北の南への搾取の自由であるとすれば、域外に対しては、域内の自由を守るための、またメキシコ農業にたいしてはアメリカ農業のための保護貿易の強化である。クリントン大統領はNAFTA法案を議会で承認させるために多数の議員に個別的な保護政策適用を約束したという。「保護主義的とみならず動きを押さえ込むために保護主義的な措置を使うとは、何とも皮肉な話である」（「日本経済新聞」、1993.11.19）。かくして、NAFTAがブロック経済への着実な第1歩を踏み出したことはまちがいない。

5. マーストリヒト条約が1993年11月、10か月遅れで漸く発効し、EC（ヨーロッパ共同体）はEU（ヨーロッパ連合）に脱皮した（表6）。つづいて欧州通貨機関（EMI）が94年1月に発足し、欧州統合はその第2段階を迎えた。計画では、早くて1997年、遅くとも1999年に通貨統一をなしとげ、第3段階に入る予定である。もし、これが実現すれば、単一通貨市場という意味では、世界最大の統一市場が生まれることになる。

表6 マーストリヒト条約発効までの歩み

91年12月	欧州共同体（E C）首脳会議でマーストリヒト条約（欧州連合条約）に合意
92年2月	E C 12カ国が条約調印、批准手続き開始
6月	デンマーク、国民投票で批准否決 アイルランド国民投票で批准決定
7月	ルクセンブルク、ギリシャが議会で批准
9月	欧州通貨危機が発生。英ポンドとイリラが為替相場メカニズム（E R M）離脱、欧州通貨制度（E M S）再調整（スペインペセタ切り下げ） フランス、国民投票で小差で批准
10月	イタリア、議会で条約批准
11月	ベルギー、スペインが議会で批准
12月	オランダ、ドイツ、ポルトガルが議会で批准
93年1月	E C市場統合がスタート
5月	E M S再調整（スペインペセタ、ポルトガルエスクード切り下げ） デンマーク、2度目の国民投票で批准を承認
8月	E R M変動幅を上下15%に拡大 英国、議会で条約批准
10月	ドイツ憲法及びが条約合意判断
11月	マーストリヒト条約が発効

出典：「日本経済新聞」, 1993.11.2.

だが、今では単一通貨が1997年までに実現されるとは誰も考えていない。E M Iの本部のドイツ設置はすでに決定されたが未だ機能していないのである。そのみならず、1999年の段階でも通貨統合の可能性はほぼないと見られる。単一通貨実現の根本的な経済的前提条件となる各国経済の収束性（convergence）の実現という点を一つとっても、その見通しすらが容易にはつかないからである。この収束性を計る基準は、消費者物価（最も物価上昇度の低い3カ国平均プラス1.5ポイント以内）、財政赤字の対G D P比（3%以内）、公共部門負債のG D P比（60%以内）、長期金利（最も長期金利が低い3カ国平均プラス2ポイント以内）、通貨安定度（基準相場から上下2.25%以内）等であるが、1993年11月現在でこの基準をクリアーしている国は一国も存在しない（表7）。とりわけ、通貨統合の前段階をなすはずの欧州為替相場安定制度（E R M）は、1992年9月以来の何度かの欧州通貨危機を経て1993年には、許容変動幅を上下15%に拡大することによって、ついに事実上の破綻を余儀なくされている（表6）。

E U各国にも、通貨統合についてのスタンスの差が明瞭となっている。フランスは統一通貨E C Uの実現によって、これまでのドイツ・マルク優位を封じようと考え、一方、ドイツ国民は欧州最強通貨を誇るマルクがE C Uにとってかわれることに不安を感じており、当初から通貨統合に反対してきたイギリスは再びE C Uと国民通貨の並行制度を主張している。また、原理的にいえば、金利政策において通貨安定と輸出競争力の確保との間で矛盾が存在し、いずれ

表7 欧州通貨同盟の参加基準 (◎は基準達成)

	消費者物 価上昇率	財政赤字 の対G D P比	公共部門 負債の対 G D P比	長期金利	通貨安定性
ベルギー	◎2.8	6.6	140.0	◎7.10	×
デンマーク	◎1.2	3.8	65.7	◎6.38	×
フランス	◎2.3	5.7	◎56.7	◎5.97	×
ドイツ	4.0	4.1	◎46.6	◎5.85	◎
ギリシャ	12.8	10.4	90.9	-	E R M未参加
アイルランド	◎1.3	3.9	95.1	◎6.72	×
イタリア	4.4	9.5	114.5	9.19	E R M離脱中
ルクセンブルク	3.7	◎0.4	◎6.8	◎7.9	-
オランダ	◎1.8	3.6	79.7	◎5.79	◎
ポルトガル	5.9	4.6	66.7	9.00	×
スペイン	4.3	5.4	◎55.7	8.44	×
英国	◎1.8	8.3	◎47.8	◎6.92	E R M離脱中

(注1) 消費者物価上昇率(年%)は93年9月までの1年間の平均の前年同期

比。イタリアは推定。アイルランドは93年8月まで

(注2) 財政赤字の対国内総生産(G D P)比は経済協力開発機構(O E C D):  
93年6月統計

(注3) 公共部門負債の対G D P比(%)はO E C D 93年6月統計。ポルトガル  
は92年

(注4) 長期金利(年%)は10年国債の金利。ポルトガルは5年国債。ギリシ  
ャは長期国債がない

(注5) 通貨安定性は欧州為替相場安定制度(E R M)の従来の許容変動幅  
(基準から上下2.25%幅)を過去2年間で超えたり、切り下げた国は  
×

(注6) ルクセンブルクの金融政策はベルギーと一元化している

出典：「朝日新聞」, 1993.11.2.

を優先させるかで各国に根本的利害対立が生じることにもなる。現に、92年9月にE R Mを離脱し通貨引き下げを行ったイギリスとイタリアには輸出競争力の回復が見られ、両国は未だにE R Mに復帰していない。

さらに、マーストリヒト条約批准をいったんは否決したデンマークの再批准の条件は、デンマークに通貨統合と統一安全保障政策とへの参加の留保を承認することであり、イギリスは通貨統合の参加に関してはその直前に改めて議会の承認を必要とすることになっている。

各国経済の収束性を実現する基本条件のひとつは、各国の社会政策の統一であるが、イギリスのみはマーストリヒト条約自体によって、統一社会政策への参加を免除されている。この結果、資本のE C域内自由化が実現された93年1月からは、アメリカ系資本が安い賃金を求めて、イギリスへ移動する事態も生じている。

E Uの特徴は、単に経済統合を果たすだけではなく、共通の安全保障政策を実現しようとしていることにある。すでに欧州混合軍(フランス、ドイツ、ベルギー4万7千人)を発足させ、西欧同盟緊急反応軍(25万人規模)の創設も決定している。N A T Oの軍事機構から離脱していたフランスも、N A T Oが平和維持問題を討議する際はこれに正式メンバーとして参加し、欧州混合軍が戦時にはN A T Oの指揮下に入ることに同意している。このように一見すれば、欧州の安全保障政策は統一に向かって見えているように見えるが、しかし、必ずしもこの過程がスムーズに展開しているわけではない。たとえば、ドイツが93年12月、マケドニアを承認し外交関係

を正式に結んだことに端を発し、これと共同歩調をとるフランス、イギリス、イタリア、オランダ、デンマーク諸国とこれに絶対に反対するギリシャとの間で対立が深まっている。ギリシャは94年2月、対マケドニア経済封鎖を実施するに至った。ドイツではSPDが、ドイツ軍の同盟国域外派遣をPKOに限定し政府と与党CDUとに対立している。加えて、共に中立政策をとりNATOへは非加盟の3カ国（オーストリア、スウェーデン、フィンランド）が新しくEU参加に合意したが（94年3月）、この場合、EUの統一した安全保障政策の実現の可能性も危ういのではあるまいか。

一方、欧州統合推進論者の主張するバラ色のEU未来とは裏腹に、EU国民は欧州統合のつげを支払わされている。各国は、経済の収束性の実現にむけて財政赤字の対GDP比3%以内を強制されるため、軒並み緊縮財政政策をとり、そのまず最初の犠寄せが社会保障費の切り縮めとして現れているからである。失業問題解決の約束とは逆に、欧州鉄鋼業の合理化のため鉄鋼労働者の5万人削減計画が実行に移されている。欧州の鉄道の民営化計画が策定され、ここでも5万人削減の見通しである。EU内の弱小産業は切り捨てるの運命にある。その最も典型的な例が、国際競争力を失ったフランス漁民の場合である。国際競争力の弱い、フランスやドイツの中小農民の場合も同様である。

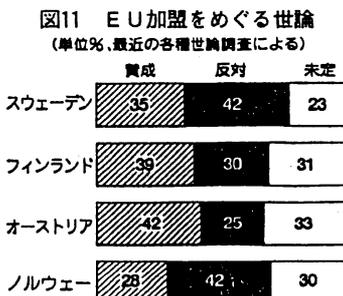
このような各国政府の政策を反対して、イタリア、ベルギー、スペイン、ドイツ、フランスでの労働者の大規模なストライキや農民、漁民の激しい街頭行動が行われ、ヨーロッパ鉄道労働者統一行動も実施された。

したがって、もともと僅差の国民投票でマーストリヒト条約を批准したフランス国民の間では、同条約批准後1年の世論調査によるとむしろNON派が多数を占めるという現象が生じている（表8）。新規加盟予定の4カ国の国民世論でも、スウェーデン、ノルウェーは反対派が今のところ多数派である（図11）。

表8 今日マーストリヒト条約批准国民投票が行われた場合、賛成・反対のいずれですか (%)

	全体	92年結果	賛成投票者	反対投票者
賛成	44	51.04	73	5
反対	56	48.95	15	90
無回答	--		12	5
合計	100	100	100	100

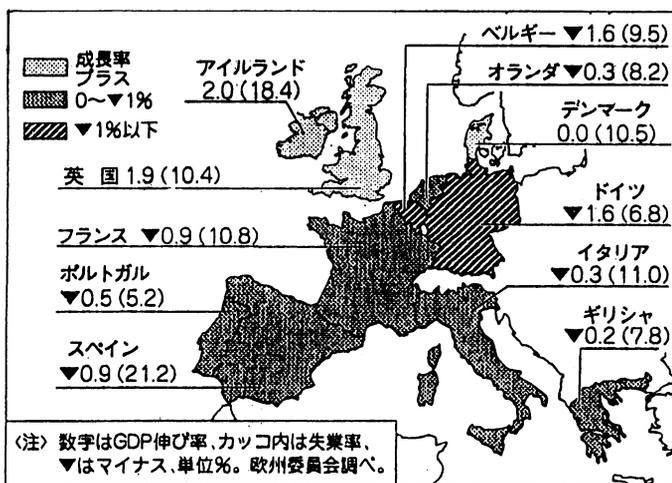
出典：Le Monde, 1993.9.21.



出典：「朝日新聞」, 1994.3.11.

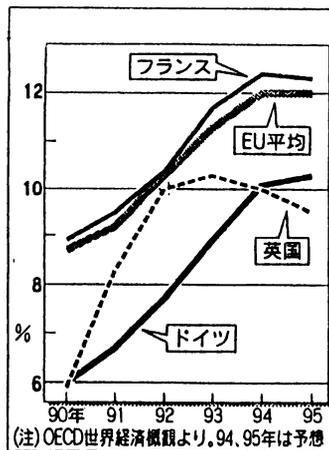
EUの経済情勢もはかばかしくない。イギリス、デンマークを除いて、93年経済成長率は軒並みマイナスを記録している(図12)。当然、失業率も依然として増加傾向にあり(図13)、フランスは12%に達し、これまで世界経済の牽引車であった筈のドイツでも94年1月、失業者数が400万人の大台にのり、旧西独で失業率8.8%、旧東独で同17.0%となった。しかも、もし潜在失業者も計算に入れると、その数は600万人に達し、失業率は15%にもものぼることになる。経済の低迷と失業者の増大によって、EUのホームレスが93年には、少なめに見積もって250万人、多めに見積もると500万人に膨れ上がる可能性さえある。貧困層(各国国民の平均年収の半分以下の層)は、EU12ヵ国3億4千6百万人のうち5千万人を数える(欧米ホームレス対策協議会FEANTSA、93年9月発表)。

図12 欧州主要国の93年成長率と失業率



出典：「朝日新聞」，1994.2.21.

図13 下がらない欧州の失業率



出典：「日本経済新聞」，1994.2.21.

このような国民生活の困窮に基づく不満や怒りは、政治的には、欧州各国での極右勢力の急速な台頭として現象している（表9）。とりわけ、ナチズムの故郷であるドイツでは、極右勢が選挙で勢力拡大を計っているのと同時に、外国人労働者やユダヤ人に対する直接的な暴力

表9 選挙におけるヨーロッパ極右の得票率

国名	選挙の種類	実施日時	政党名	指導者・候補者名	得票率
ドイツ	ヘッセン州議会	1993. 3	共和党	Franz Schönhuber	7.8(%)
	バーデン・ビュルテンベルグ州議会	1992. 5	共和党		10.9
	シュレーズビヒ・ホルスタイン州議会	1992. 5	共和党	Gerhard Frey	6.3
	ハンブルグ州議会	1993. 9	共和党+DVU(ドイツ人民同盟)		7.6
	ベルリン市議会	1992. 5	共和党		8
イギリス	国会選挙	1992. 9	イギリス国民党		0.4
	タワー・ハムレット市議会	1993. 9	イギリス国民党	Derec Beackon	33.9
フランス	国会	1993. 3	国民戦線	Jean-Marie Le Pen	12.42
スイス	国会	1991. 12	民主党		3.5
オーストリア	国会	1990	自由党		16.6
	大統領	1992	自由党		16.4
	ウイーン市議会	1991. 11	自由党	Jörg Haider	22.6
イタリア	ローマ市長	1993. 12	イタリア社会運動	Gianfranco Fini	31
	ナポリ市長		イタリア社会運動	Alessandra Mussolini	30
ベルギー	国会	1991. 11	Vlaamsブロック		6.6
	(ブリュッセル)		国民戦線	Georges Matagne	4.2
スウェーデン	国会	1991. 9	民主党		7
ギリシャ	国会	1993. 10	春党	Antonis Samaras	4.9

出典：le nouvel Observateur, 1993. 12. 30-1994. 1. 5.

的襲撃を繰り返し執拗に行っていることが特徴的である。92年はとくに襲撃事件が頻発し、年間約2000件、死者17名に達した。この点では、ヒトラーの政権掌握の前夜のごとき様相を呈している。もちろん、ヒトラーが政権を手にした根拠には、国内における失業と貧困の増大という事実に加えて、ボルシェビキの脅威から資本主義体制を守るという予防反革命的な政治任務があった。だが、ソ連社会主義が崩壊し、各国の共産党が極度に弱体化している現在、たとえ諸国の極右勢力があいも変わらず「アカ」の脅威をセンセショナルに叫び立てていたとはいえ、もはやファシズムはかつて程の切迫感をもってその予防反革命意義をアピールすることはできない。したがって、現在を1930年代にアナロジーして、ただちにファシズム権力が出現するといえば、ネオ・ファシズムの過大評価に陥るであろう。しかし同時に、イタリアではネオ・ファシスト勢力を有力な構成員とする極右勢力が1994年議会選挙で勝利したことをまた過小評価すべきではない。ムッソリーニのファシスト党が権力を奪取したのは1922年、これを前駆としてヒトラーのナチス党が権力の座に就いたのが1933年であった。この歴史的事実を想起するとともに、現在、フランスとドイツの保守党政府が厳しい移民労働者政策をとっている事実は、これらの保守党政権の手を通じてファシストまがいの政策が部分的にしる実現されてつつあることを示しており、この現実を正面から注視しておかなければならない。

E E Cが1958年に発足して以来36年、E Uに発展した今日（表10）、欧州統合がもはや後戻りできない時点にたっていることはいうまでもない。だが、それが通貨統合の水準にまで進展するか否かはまた別問題である。E Uには異質なグループが同居し、E U内部の南北問題の解決は避けて通れない（表11）。さらに、比較的富裕な北欧3カ国とオーストリア（表12）が加盟した場合、南北問題はより深刻になるのではあるまいか。一方、経済の収束性の問題からみれば、これらの新規加盟4カ国が富裕とはいえ、財政赤字の対G D P比の基準をクリアしているのはオーストリアだけであり、消費者物価上昇率の基準をクリアしているのはノルウェーだけである（表13）。このほか、東欧を含めて数カ国がE U加盟を希望しているので、今後も常に経済の収束性の問題は問われ続けるであろう。

E Uの外縁の拡大は、同時に政治的な重大な内部矛盾の拡大を孕んでいる。E UはE C時代と異なって、政策決定機関である閣僚理事会（図14）の決定は全員一致ではなく特殊な加重多数決制度によってなされる。まず各国は人口基準にしたがって、10票国（フランス、ドイツ、イタリア、イギリス）、8票国（スペイン）、5票国（ポルトガル、ギリシャ、ベルギー、オランダ）、3票国（デンマーク、アイルランド）、2票国（ルクセンブルグ）に分かれ、決定は総票数76のうち54票を必要とする。逆に言えば23票で決定を阻止できる少数意見尊重の制度となっている。これが、新規に4カ国が加盟した場合（スウェーデン、オーストリア各4票、ノルウェー、フィンランド各3票、小計14票）、総票数が90となり、少数阻止票数が27に増えて少数意見の影響力が相対的に低下する。これに強く反対しているのが、独仏枢軸に抵抗するイギリスであり、E Uの北の大国と金持国の支配に反発するE U後進国のリーダー格のスペインである。この問題は、今後のE Uのヘゲモニー獲得をめぐる本質的な対立を含んでいるだけに、深刻な様相を呈してきている。

また、加盟予定4カ国はドイツ経済の影響が強く、それだけに4カ国加盟の場合は、ドイツ

表10 年表 EC 統合の歩み

第1期 (1950年代初め～ 60年代初め) —経済統合への 「離陸」	1950年5月	シューマン・プラン（仏による石炭鉄鋼の共同管理構想）
	1951年4月	ECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）発足（パリ条約）
	1958年1月	EEC創設（ヨーロッパ経済共同体）およびユーラトム（ヨーロッパ原子力共同体）（ローマ条約）
	1962年1月	共通農業政策（CAP）の原則確立
第2期 (1960年代初め～ 60年代終り) —政治統合の前進 と挫折	1963年1月	イギリス加盟申請拒否
	同 7月	第一次ヤウンデ協定締結
	1964年7月	ヨーロッパ農業指導保証基金（EAGGF）創設
	1965年7月～66年1月	マラソン政治危機
	1966年1月	「ルクセンブルクの合意」
	1967年7月	融合条約（単一理事会、単一委員会の設立条約）発効
第3期 (1970年代初め～ 1980年代初め) —政治統合の停滞 と再活性化	1968年7月	共通関税達成
	1970年10月	「経済通貨連合構想」（「ウェルナー・プラン」）—挫折
	1973年1月	第一次拡大 EC 発足。デンマーク、アイルランド、ノルウェー、イギリスの EC 加盟認められる（*ノルウェー、国民投票で加盟否決）
	1974年12月	第一回ヨーロッパ理事会開催
	1975年2月 同 12月	第一次ロメ協定締結 ヨーロッパ議会の直接普通選挙制採択（第一回選挙79年に実施）
	1978年	ヨーロッパ通貨制度（EMS）導入で合意
	1979年6月 同 10月	第一回ヨーロッパ議会直接選挙 第二次ロメ協定締結
	第4期 (1980年代初め～ 80年代終り) —政治統合の発展	1981年1月 同 1月
「内部化」と「外部化」の進展	1983年1月	共通漁業政策採択
	1985年6月	「域内市場白書」発表
	1986年1月	スペイン、ポルトガルの EC 加盟（第三次拡大 EC）
	同 2月 1989年	「単一ヨーロッパ議定書」調印 EC 委員会による「通貨経済連合政策」提案
第5期 (1990年代初め～ 現在) —「ヨーロッパ統 合」への前進	1990年8月 同 10月	対イラク全面禁輸 ドイツ統一により、東ドイツ（旧）領域の EC 合併
	同 10月	エジプト、ヨルダン、トルコ経済援助
	1991年1月 同 1月 同 10月	「湾岸紛争声明」 中東周辺国への5億 ECU 財政支援 EFTA（ヨーロッパ自由貿易連合）、EC とヨーロッパ経済地域（EEA）を結成
	同 11月	EC、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアと連合協定調印
	同 12月	マストリヒト首脳会議（ヨーロッパ理事会）で経済通貨統合（単一通貨導入）と共通の外交、安全保障政策の政治統合を90年代中に発足させることに合意

出典：鴨武彦『ヨーロッパ統合』

表11 EC内の援助国（1992年見直し）

国 別	分担額	受取額	援助額
ド イ ツ	17.9	7.9	-10
イ ギ リ ス	7.8	4.9	- 2.9
フ ラ ン ス	11.8	9.8	- 2
イ タ リ ア	9.6	8.7	- 0.9
オ ラ ン ダ	3.6	3.3	- 0.3
ギ リ シ ャ	0.8	4.6	+ 3.8
ス ペ イ ン	5.3	8.2	+ 2.9
アイルランド	0.5	3.3	+ 2.8
ポルトガル	0.9	2.7	+ 1.8
ベルギー	2.5	3.8	+ 1.3
ルクセンブルグ	0.1	0.8	+ 0.7
デンマーク	1.2	1.5	+ 0.3

出典：Le Nouvel Observateur, 1992.5.28-6.3.

(注) 単位は10億エキュ（1エキュ=7フラン、約175円）

表12 EUと加盟希望国の一人当たりの国民総生産(GNP)

ルクセンブルク	353	92年、単位百ポンドは加盟希望国（世界銀行調べ）
スウェーデン	268	
デンマーク	259	
ノルウェー	258	
ド イ ツ	230	
フィンランド	230	
フ ラ ン ス	223	
オーストリア	221	
ベルギー	209	
オ ラ ン ダ	206	
イ タ リ ア	205	
英 国	178	
ス ペ イ ン	140	
アイルランド	108	
ポルトガル	75	
ギ リ シ ャ	72	

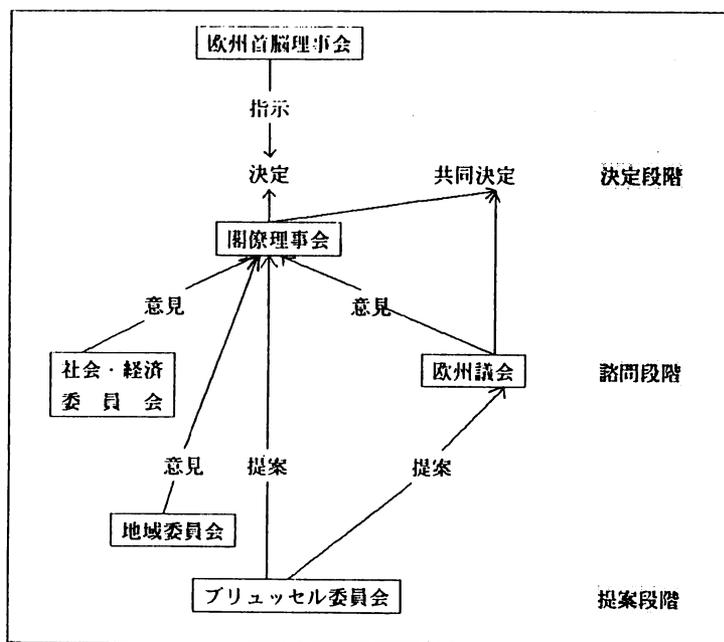
出典：「朝日新聞」, 1994.3.11.

表13 EU新規加盟申請国の経済状態(1993年) (%)

	消費者物価 上昇率	失業率	財政赤字の 対GDP比
スウェーデン	4.7	8.7	13
フィンランド	3.5	19.1	10
オーストリア	3.6	4.6	2.3
ノルウェー	2.8	5.6	3.2

出典：Le Monde, 1994.3.3.

図14 E Uの提案・決定の過定



出典：La FRANCE au coeur de l'EUROPE

の発言力が現在よりさらに拡大することとなる。さらにドイツは事実上マルク圏を構成している東欧諸国の加盟を促進し、自らのエゲモニーの拡大を計ろうとしている。それだけでなく、EUの金融政策の司令部たるEMIの本部がフランクフルトに置かれたことに象徴されるように、ドイツの経済的金融的影響力のEU内部でのなおいっそうの拡大は目に見えており、EU内部での軋轢の増大は避けがたいものとなろう。

EUは「拡大」と「深化」のいずれにせよ、矛盾の増大に迫られることになる。前者の場合は、EU各国経済はますます拡散（divergence）に向かい、あらゆる政策決定をめぐって、とりわけ安全保障政策の面でも対立が拡大する可能性がある。後者の場合は、EU内部の通貨統合を急ぐ先進経済諸国と後進諸国との乖離、大国と小国との対立が明瞭となる。EUの前途はなお険しい。

6. 117国・地域が参加したガット・ウルグアイ・ラウンドが93年12月、最終期日ぎりぎりのところで漸く決着がつけられた。難航を重ねた7年越しの交渉であった（表14）。1995年から効力を発揮する。その合意内容は多岐にわたるが、農業分野の自由化が初めて取り上げられたことや、GATTが世界貿易機構（WTO、図15）に変わることがその特徴の一つである（表15）。日本は、初めて米の最低輸入量を認めたほか、鉱工業製品12品目の関税撤廃を認め、医薬品など9品目についてはアメリカやEUと相互関税撤廃とし、化学機械など3品目については日本が単独で関税を撤廃することとした（表16）。経済協力開発機構（OECD）の予測に

よれば、新ラウンドが失敗した場合に比べて、その成功によって世界貿易が拡大し、世界のGDPは2700億ドル増加し（2002年）、日本は約420億ドルの恩恵を受け、GDPを1.8%おしあげるという（表17）。

表14 ウルグアイ・アウンドの経過

86年 9月	ウルグアイのプンタデルエステで交渉始まる。交渉期限は90年末までの4年間
88年12月	モントリオールで中間見直し会合。15交渉分野のうち11分野を凍結。農業、知的所有権など4分野について合意持ち越す
90年 7月	ヒューストン・サミットで新ラウンドの年内合意を表明。農業をめぐる米・ECの対立表面化
12月	ブリュッセルで閣僚会議。米・ECの農業交渉決裂。交渉延長
91年 7月	ロンドン・サミットで年内合意を表明
12月	ドンケル事務局長（当時）が包括協定案を提示。コメを含む例外なき関税化を盛り込む
92年 3月	日本など国別表を提出、コメなどは空欄に
5月	ECが共通農業政策の改革で合意
7月	ミュンヘン・サミットで3たび年内合意を表明
9月	ドンケル事務局長が来日。日本に例外なき関税化の受け入れを要求
11月	米・EC農業交渉が基本合意（ブレアハウス合意）
93年 6月	米国議会が一括審議条項（ファスト・トラック）を延長。実質交渉期限は93年12月15日となる
7月	四極閣僚会議で市場アクセス分野の大枠合意。東京サミットで4回目の年内合意をうちたす
8月	サザerland事務局長が年内決着を呼び掛け、多国間交渉が本格化
10月	サザerland事務局長が来日、日本にコメ関税化を迫る
12月 6日	米・ECが農業で合意
8日	ドゥニー市場アクセス議長が6年間のコメ関税化猶予を盛り込んだ農業調整案の骨子を表明
14日	日本がコメの部分開放受け入れを表明。サザerland事務局長が最終協定案を提示
15日	貿易交渉委員会で協定案を採択、交渉決着へ

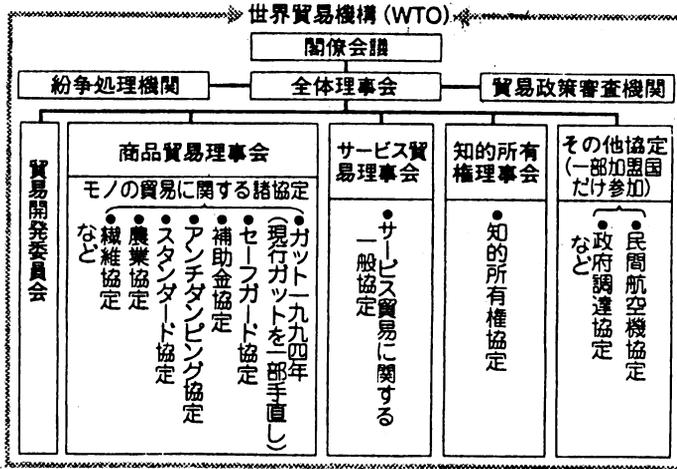
出典：「日本経済新聞」，1993.12.15.

表15 ウルグアイ・アウンド最終合意の主な内容

多角的貿易機構 (MTO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ガットを吸収した国際貿易機関として95年に創設</li> <li>▽閣僚会議を少なくとも2年に1回開催。総会は必要に応じて開催。商品、サービス、知的財産権理事会などを置く</li> <li>▽閣僚会議、総会の採決は投票の過半数</li> </ul>
農 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽農産品輸入の障壁は関税に置き換える「関税化」が原則</li> <li>▽1986年9月1日の関税をもとに、1995年—2000年の6年間で関税を平均36%、最低でも15%減らす</li> <li>▽輸入実績がない農産物にはミニマム・アクセス（最低輸入量）を設ける。1995年のミニマム・アクセスは国内消費量の3%、2000年までに5%に拡大</li> <li>▽日本のコメについては6年間関税化を猶予し、ミニマム・アクセスを国内消費量の4%から8%に拡大。韓国のコメは10年間関税化を猶予し、ミニマム・アクセスは1%から4%に拡大。日本のコメは6年目の交渉の結果特例措置を続ける場合は、追加的で受け入れ可能な協定を与える。期間終了後に関税化する時の関税率は、特例期間中に最低15%の削減が毎年同率で行われた場合の税率を適用</li> <li>▽輸出補助金は1986年—90年を基準に、1995年—2000年までに財政支出で36%、数量で21%減らす</li> <li>▽国内補助金は1995年—2000年で20%減らす</li> <li>▽食糧輸出国の輸出禁止や規制は輸入国の食糧安全保障に与える影響に配慮し、輸入国の要望があれば協議に応じる</li> <li>▽実施期間終了の1年以上前に継続交渉を開始。継続交渉では削減実施後の実績、世界の農業に及ぼす効果に配慮</li> </ul>
織 維	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽MFA（国際繊維取り決め）を1995年から2004年の10年間で3段階に分けてガットに統合</li> </ul>
貿易関連投資措置 (TRIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽現地生産部品の使用を義務付け（ローカルコンテンツ）たり、輸入品の購入や使用を輸出の額や量に応じて限定する（輸出入均衡）などの要求はガット違反</li> <li>▽ガット違反のTRIMは、先進国は2年、開発途上国は5年、後発開発途上国は7年以内に撤廃</li> </ul>
反ダンピング (不当廉売)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽反ダンピング税は5年以内に終息するが、見直しの結果必要なら継続をみとめる</li> <li>▽提訴に対する国内産業の支持が25%未満の時は、調査は開始できない</li> </ul>
補助金・相殺措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽禁止されるレッド補助金、他の国の産業に損害を与えるイエロー補助金、研究開発などの補助金相殺の対象とならないグリーン補助金に分類</li> </ul>
セーフガード (緊急輸入制限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽輸入増と損害の因果関係の立証が必要。発動期間は当初4年、延長可能で最長8年</li> <li>▽輸出自主規制など、灰色措置については95年以降4年以内に撤廃</li> </ul>
サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽消費者移動、越境取引、自然人移動、企業の進出など、貿易可能なサービス業すべてが対象</li> <li>▽他国民に、自国民より不利でない待遇（内国民待遇）を与え、他国民に与えた利益は無条件で他の参加国に与える（最恵国待遇）</li> <li>▽サービス提供に関連する人の移動について交渉を行うことが可能</li> </ul>
知的財産権 (TRIP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽コンピュータープログラム及び映画著作物については、著作者及びその承継人などに対し、貸与権を与える</li> <li>▽著作物の保護期間は公表から50年以上</li> <li>▽商標の保護期間は7年以上</li> <li>▽原産地を誤認させる地理的表示の使用を禁じる法的措置を講じる</li> <li>▽ワインは真の産出地が表示されたり「種類」「タイプ」を断っているも、地理的表示を禁じる</li> <li>▽特許は発明地により差別されない</li> <li>▽公序良俗違反、微生物以外の動植物などを除き、他は全技術分野の発明が特許対象</li> <li>▽特許は出願後20年以上</li> <li>▽半導体集積回路に10年間の回路配置利用権を設ける</li> </ul>
紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ガット規定によらない一方的措置を禁止</li> <li>▽パネル設置を自動化し、手続きを速める</li> <li>▽パネル採択方式は1国でも賛成すれば60日以内に採択する（ネガティブ・コンセンサス方式）</li> </ul>

出典：「読売新聞」, 1993.12.16.

図 15 ウルグアイ・ラウンド後の新ガット体制



出典：「朝日新聞」，1993.12.11.

表16 日本がガットに提出した関税引き下げ計画の主な内容

- ▽相互撤廃
  - 医薬品・建設機械・医療機器・鉄鋼・家具
  - 農業機械・ビール・蒸留酒・紙パルプ
- ▽日本が単独で関税撤廃
  - 化学機械・エレクトロニクス・フィルム
- ▽その他
  - 皮革は1次関税平均20%、2次関税原則50%カット
  - 非鉄は銅の関税率を3%へ。アルミの数品目は関税率7.5%
  - 陶磁器、ガラスは60%カット

出典：「日本経済新聞」，1993.12.16.

表17 ウルグアイ・ラウンドの成立で生じる経済利益

(単位:億ドル、カッコ内はGDP  
P比率、2002年時点の予測)

▽OECD計	1877.26
日本	419.68(1.8)
米 国	275.58(0.4)
欧州共同体(EC)	712.71(1.7)
カナダ	66.49(1.2)
欧州自由貿易連合(EFTA)	383.84(6.0)
オーストラリア、ニュージーランド	18.96(0.6)
▽OECD以外の計	863.62
▽世界合計	2740.88

出典：「日本経済新聞」，1993.11.10.

だが、OECDの描く世界貿易の楽観的未来は所詮、机上計算にしかすぎない。ガット合意は、アメリカのアンチ・ダンピングという名の管理貿易の手段を制限することはできなかった。

すでに日米関係でもみたように、アメリカはスーパー301条の復活という脅迫的手段によって自国利益の貫徹させようとしている。アメリカとフランスはA V問題で結局は決着をつけることは出来なかった。他方、発展途上諸国にとっては、自由貿易とは競争力の低い国内産業を丸裸にし、これを先進資本主義国の餌食に供するに等しい。

ガット合意は、自由貿易拡大という旗印の下に、弱肉強食の世界を拡大し、そこで先進資本主義諸国がおのおの自国の帝国主義的利益をいかに実現するか、このために鎬を削る新たな舞台を提供したものといえる。

(1994. 3. 30.)